

# 審 査 基 準

平成9年4月1日作成

法 令 名 :	道路交通法施行規則
根 拠 条 項 :	第1条の4第2項
処 分 の 概 要 :	車いすの確認
原 権 者 ( 委 任 先 ) :	警察署長
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	<p>警察署長の確認が行われることとなる具体例は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合</li><li>○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるため枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合</li><li>○ 一方の下肢は障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合</li></ul> <p>などである。</p>
標 準 処 理 期 間 :	5日(ただし、行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	住所地を管轄する警察署の交通課又は交通第二課
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部交通部交通企画課企画指導係(電話:026-233-0110)
備 考 :	